

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和5年10月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	医療年金課	228-7375	保険年金電算システム改修業務 (産前産後の保険料軽減など)	株式会社日立製作所 関西支社	76,177,847	R5.10.31	<p>当該業務は、国民健康保険法の改正により、令和6年1月1日から国民健康保険加入世帯において出産した被保険者に係る、産前産後期間相当分(4か月間)の所得割額および均等割額を軽減(免除)できるようにすること、また、令和6年1月より会計室の金融機関マスタのレイアウトが変更されること、これらに対応するために、保険年金電算システムを改修するものである。</p> <p>上述の改修目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、システム全体の構成の把握、プログラムの新規作成・変更内容、テスト内容、改修が与える影響範囲の抽出、改修にあたっての詳細な手順や設定など、当該システムにかかる詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外のものによる適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>当該システムにかかる詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加等が生じる恐れがあり、また、処理の誤りが発生した場合、各業務の遅延、窓口対応の停滞等が発生し、国民健康保険・公費医療助成制度・国民年金に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できるものは、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である株式会社日立製作所以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)</p>	1者随契	